

第5回

## 「北区NPO・ボランティア活動促進委員会」議事録

日 時：平成15年9月24日(水)午後7時00分から9時12分

会 場：北とぴあ 9階901会議室

出席委員：武藤 博己(法政大学法学部教授)

岸本 幸子(パブリックリソースセンター事務局長)

鈴木 将雄(東十条3丁目町会会長)

我妻 澄江(北区女性のネットワーク副代表)

松下 正義(北区小学校PTA連合会会長)

竹腰 里子(北区リサイクラー活動機構理事長)

田辺恵一郎(北区地域情報化推進協議会理事)

榎谷 雅司(北区子どもの本に関する連絡会代表)

富田 順子(白樺会会長)

仁尾 光宏(公募委員)

本間 次郎(公募委員)

オブザーバー：小原 宗一 北区社会福祉協議会ボランティア・市民活動センターきたセンター長

事務局：秋元 憲 地域振興部長

石井 博 地域振興部参事

木村 浩 コミュニティ担当課長

木澤 実 コミュニティ担当主査

湯本 国夫 地域振興係長

### 次 第

#### 1. 議 題

(1) 第4回委員会議事録概要の確定

(2) (仮称)区民活動サポートセンターの進捗状況について

(3) 協働について

(4) 今後の取組みについて

#### 2. 次回日程

## 1 . 議 題

委員長

まず、委員会の議事録について事務局からご説明ください。

コミュニティ担当課長

訂正につきましては来月7日までに事務局の方をお願いいたします。

委員長

続きまして、(仮称)区民活動サポートセンターの進捗状況についてということですが、事務局から、まずご説明をお願いします。

コミュニティ担当課長

(仮称)区民活動サポートセンターの言葉は今日を最後にしたいと思っております。現在、第3定例会が開かれておまして、東京都北区NP・ボランティアぷらざという名称で、条例を上程させていただいております。所管委員会あるいは企画総務委員会で審議が無事済みしましたので、10月10日の最終本会議で可決という方向に進むのではないかと考えております。したがってこの後は東京都北区NP・ボランティアぷらざということで説明させていただきます。

このNP・ボランティアぷらざにつきまして、7月に、区民の皆様をサポートセンターをつくりませんかということで呼びかけをしたところ、当日約80人の方に来ていただきました。趣旨を説明し、3チームに分かれて代表者を決め、その後各部会の中でグループができ、いろいろな活動しております。その集大成が10月20日付の北区ニュースの原稿案でございます。

また、協議会の役員会につきましてはNP・ボランティア活動促進協議会役員会という名称でつくらせていただきました。その役員会の会長には、竹腰委員をお願いいたしました。また、副会長は区民側、区の職員、社協として3名の方に就任していただきました。この役員会につきましては、任期は16年3月末日までとし、16年4月以降の組織について検討していくということで進めております。また利用時間等につきましては、そこにお示しのとおり決まりました。

事業につきましては、オープニングイベントといたしまして武藤委員長と岸本副委員長、あと木村北区女性のネットワークの代表による記念鼎談を中心に行いまして、その後11階のぷらざの方で交流会をやりたいと考えております。

あと、センターの平面図でございますけれども、大きくサロンコーナーと相談コーナーと情報コーナーがあり、11階に行ってくださいとわかると思いますが、ほぼ工事が完了しております。

今後は、来年度の組織とか広報とか運営とかについての活発な活動が展開されていくと思っております。また、非常勤職員につきましても38名の応募をいただきました。その後13名の面接をさせていただきまして、最終的にお一人の方が決まり、今手続を進めている最中でございます。

大体そんなところで進んでおりますが、この委員の方たちもこの協議会の中で活動していただいておりますので、もし補足があればしていただきたいと思っております。

委員長

それでは関係しておられる方々いかがですか。補足やご質問などございませんか。

委員

広報ですが、北区ニュースの原稿はもう少し美しくなって出ると思います。10月の最終第4週に、ケーブルテレビの方で10分番組をつくって流す予定です。それからその前の段階では、文字放送だけでお知らせする予定でおります。それからポスターの原稿をチームで作り、業者の方にお願

いています。読みやすい、目につきやすいポスターをつくりました。

委員長

それでは、特になければ、よろしいですか。

(なし)

では、続いて(3)の、きょうは岸本副委員長の話を聞いて、それから北区の取り組みの話を聞いて、さらに皆さんのご経験といえますか協働についてのお話を聞いて共通のイメージを持ち、今後の議論の方向というものが明確になっていけばと思います。

それでは、最初に、岸本さんのお話をということになりますが、二、三十分ということですから、それほど時間の制約があるわけではありませんで、よろしくをお願いします。

副委員長

NP ぷらざの方のお仕事、本当にお疲れさまです。もうすぐオープンということで、皆さんの努力が実ということかなと思って、先ほどから聞いておりました。

ここの委員会が今後何をしていくのかということについて前回議論にあったと思います。今までは、ぷらざを開き、それをどう運営していくかということで議論してきたかと思いますが、今後は、それに加え新しい議題に対して議論していくことになると思います。その場合に、大きく出てまいりますのが、NP と行政との間の協働 よくわからない言葉なんですけれども、「協働」という言葉が出てまいります。つまり、NP が行政から支援を受けるとかサポートとかということではなしに、行政とNP とが対等の立場に立って何かを一緒にやっていくということについてのルールづくりとかあるいはその基盤整備とかというようなことを今後この委員会で議論していくのではないだろうか。一体どんなことがこれからの審議的になるか、頭の整理といえますか問題提起をさせていただきたいと思います。

「協働を考える」という資料の最初のページをあけていただきますと、例えばエコーひろば館活動事業とか、ふれあい会食事業とか、放置自転車クリーンキャンペーンとか、さっき申し上げた支援ではなくて、何か一緒になって事業を行うという例として、掲載されております。それから、例えば、他の自治体の事例というふうないろいろなパターンの例が載っております。図書館業務を委託したとか、それからポイ捨て防止の市民参加のコーディネートをしたとか、あるいは市民が運営する子供の図書館があるとか、あるいは女性に対する性暴力の救済をしているシェルターに対して、何か協力関係を持ってきているとか、いろいろな事例が載っております。それから、協働についての意見ということで、何で協働しなきゃいけないのかとかいうようなことが載っておりますし、それから、協働の原則として、対等であれとか、自主性の尊重とか、自立化とか、相互理解とか、目的共有とか、公開の原則とか、いろいろな原則が載っているわけです。どうやら大変なことらしいということはあるんですが、一体これが何をめぐって起きているのかということについて最初にイメージを共有したいと思います。

実は、何でこういう協働のルールとか、行政とNP とかあるいは民間と一緒にやっていくためにルールをつくらなくてはいけないのかということ振り返ってみますと、1つ大きなポイントは、地域にいろいろな担い手の方が育ってきているということだと思います。それは、今回の委員会の委員の方を見てもよくわかるわけです。例えば町会長さんがいらっしゃる、旧来の自治会の自治会を背負っていらっしゃる方もいる、それからPTAの聯合会の会長さんもいらっしゃるというように、前々から地域社会を背負ってきた方々という方も入っていらっしゃる。前だったら、もしかしたら、20年前だったら、これで民間と行政とお話し合いの会というので、これで成り立ったかもしれ

ないわけなんです。ところが、最近ですと、いわゆるNP と呼ばれているものとか、法人格がなくてもグループとして活動している団体とかいうものが出てきている。そういう新しい団体が出てきて、それが地域でいろいろな活動をしている。そうすると、地域に新しい人がいるわけですから、そのほかの、従来の地縁型の組織の方も、それからNP も行政も一緒にいる中で、どういう協力関係を持っていくのか、その間のルールをつくらうということが重要になってくる。新しい人が地域の担い手になり、だから新しい協力関係のルールが必要だということがあります。

二番目に、ではその新しい担い手と行政の方、もともとの地縁組織の方が、どうして出会うのだろうかということを考えてみたいと思います。例えば、自分が普通の市民活動などのグループ活動をしているとします。そうすると、最初に思うことが、もうちょっと自分たちの活動がやりやすくなれないかなということですね。それはまず、簡単に言えば支援ということです。例えばどこかの空き会議室をとるというときに、何か優先的にとれないだろうかとか、あるいはその空き会議室がどこにあるのか情報が欲しいとか、あるいは何か助成金が欲しいとか、そういったようなことが活動していると起きてくるわけです。その支援について行政と話したいし、もしかしたらもともと地域の団体が持っていられる、何か力をおかりしたいというふうに思うことがあるかもしれない。まず、そういった活動をしやすくしたいという意味での支援というのが出てきます。

そして、そうした方々がどういうところで出会うかということ、一緒に事業をするときに会うわけです。例えば、まちづくりの団体があって、それが何かイベントをしたいと思った、あるいは美化活動をしよと思ったとしますと、それを、では自分たちは、いわゆる自治会とは違うけれども、自治会と一緒にやったらおもしろいだろうなと思う。あるいは、行政と一緒にやったらおもしろいだろうなというところで、そういった自主的に事業をするというときに、やはり何か協議をしなくてはならないということが起きてくるわけです。一緒に事業をするときに、まず1つは、一緒にやりませんかといったような、共同で開催しませんかというようなところが1つあるかと思います。

それから、もう一つは、私たちは一緒にやるわけではないんだけど、例えばお名前貸しをしてくれませんかといったような後援といったようなものもあるでしょう。

3番目に、一緒に事業するといっても、一から一緒につくりましょうというようなこともあるかもしれませんが、また、途中から単に相乗りするというようなレベルの事業も出てくると思います。

4番目が、これは特に行政と関係することだと思えるのですが、単に1個の事業と一緒にやるだけでなく、その背後にある、政策とか制度について、私たちが活動をしていくためにはこういうシステムが必要だから行政の人と一緒につくっていききたいといったような、大げさに言うと政策提案というようなものもあるかもしれません。

地域社会にいろいろな新しい担い手、特にNP とか市民活動団体とか言われている人たちが、行政とかほかのパートナーと会うのはどういうところでしょうか。1に支援というのがあります。2番目に一緒に事業をするということがあります。3番目にその政策提案というレベルがあります、というお話をしたわけです。そういう3つについて、出会ってしまうわけですね。出会ってしまうので、何かルールをつくらなきゃいけないということで、こういったようないろいろな調査がなされ、ルールづくりの原則がつくられているわけです。

ではそういったルールづくりの原則としてどういうことがあるだろうかというようなことが並んでおります。ここにパートナーシップの定義と、ともに働く協働の定義というのと同じことだと思うのですが、ここには1番からページを振って5番までポイントが並んでいます。ちょっと難しい言葉で書いてありますが、2つ以上のアクターが参画していること、各アクターがそれぞれ

行動の自由、主体性を持つこと。継続的かつ共同の活動であること。何らかの資源を持ち寄ってお互いに提供し合うこと。それから責任を担うこと。というふうに書いてあるんですが、何か非常に難しいんですね。これは、何でこんな定義をしているかといえば、なかなかこれは守られないことが多いということの裏返しだとも言えるわけです。簡単に言ってしまえば、NP と行政とが、さっき言った3つの支援とか一緒に事業をすとか政策提案をするというときに、対等の関係に立ちにくいということが1つあります。あるいは、下手をすると、ボランティアの下請になってしまったりとか、あるいは事業は一緒にできるんだけど、政策提案は一緒にできないとか、いろいろ障害があるために、こういったような定義が改めて出ているんじゃないかと思います。この2つ以上のアクターが参画していることというのは、簡単に言ってしまえば、行政とNP というのはそれぞれ役割が違う、能力が違うよと。能力が違うからからこそ、何か一緒にやっていたいことができるんじゃないかというふうに思われているんだと思います。

それから2番目の、それぞれが行動の自由、主体性を持つことというのは同じですね。それぞれが違う能力を持っているということを尊重してやっという原則を出しているということ。したがって、継続的にやるけれども、お互いに資源を、得意なところを持ち寄ってやろうというところが強調されているわけです。

繰り返しになりますが、これは、こういうことが守られないことが多いから、改めてこういった原則を出しているということではないかと思います。

具体的にちょっとお話をいたしますと、例えば違う能力を持っているということと言うと、私はよく行政の職員の方と研修事業をやるんですけども、そこで出てきた1つの例としては、例えばエイズが今若年層で大変ふえてきているわけです。その予防キャンペーンをやりたいと、担当の方がおっしゃる。だけど、自分たち行政としては、エイズの問題について、非常に危険度の高いこういうグループの人たちに直接アプローチして、適切な情報を伝えるというのはとっても難しいと。どうしてもお役所的なポスターになってしまって、例えば、ゲイの人たちだとか、あるいは若年層の人たちだとかにアプローチするのは難しい。あるいはどこに張ったらいいかわからないし、どういう表現にすれば人権問題にならずにきちんと啓発ができるかということもわからないし、でも自分たちは、病院の情報だとかは持っているよといったようなときに、例えばエイズの救済活動をしている団体のところとポスターづくりでもって手を組みたいとか、あるいはゲイの人たちの団体の人と手を組んで、ポスターの配布とかパンフレットの配布ができないだろうかというふうに考えている、というようなことを言われたことがあります。やはり個別対応が必要で、あるいは人権等に配慮しなければならぬような領域で、しかも適切な情報を伝えるルートがないなんていうときに、やはり行政は、そういった、ないものを持っている民間の団体と手を組んでやっていきたいというふうに思う。これは割といい例なんじゃないかなというふうに思っています。

それから、例えば最近不登校の問題とかありますよね。不登校の問題というのも、非常にいろいろ、何で不登校になったんだということは、もう非常に個別ばらばらであり、いろいろな背景がある。それから、不登校の解決策って何なんだろうと考えると、学校に戻ることだけが解決ではないわけです。いろいろな、その子にとっての卒業の仕方というか、自立の仕方がある。となると、なかなか行政では、不登校に対する対応というのはしにくい、あるいは学校というシステムを持っているからこそ、自治体というのは、その学校システムに対して異議申し立てをしている子供たちですからね、不登校というのは、直接対応するのは難しいと。違う価値観を持っている団体と、いろいろな多様な自立の仕方があるよということで対応してもらおう方がいいという。以前であつたら義務教育課程で、行

かない子供を救済している団体と自治体など文部省というのは、余り、対立関係にあったわけですが、現在ではそうではなくて、多様な選択肢を子供に提供するためには、異質の価値観を持っているからこそ手を組まなくてはいけないというような話になってきているわけです。そういう意味で、違うからこそ手を組むという状況が生まれてきているんだけど、じゃあその異質さをうまく生かせるような協力関係というのはあるだろうかという、なかなか難しいというふうに言われています。

具体的にどういうことかといいますと、例えばさっきの最初の例でお話するならば、そのエイズのポスターをつくる時に、どういう関係性を結べばいいんだろうか。今役所の手の内にある関係性の持ち方という、例えば委託という形式をとったりするわけです。委託事業という名前をとったりするわけです。そうすると、従来の委託事業のあり方の中では、行政の職員の方がしたくてもできないことというのはたくさんあります。例えば相手を選ぶときに、この団体だからこそ一緒に手を組みたいと思っても、それは今の行政の仕組みの中では、随意契約と呼ばれているもので、なかなかすんなりとはいかないんです。競争でいかにちゃいけなくて、要するに公平な立場の中からこの団体を選びましたという立場に立たないと、行政はなかなか選びづらいというようなことがあって。でも、さっきの話なんかでいけば、明らかにできる団体は限られていて、手を組めるかどうかというのはそこにかかっているわけなんですよね。ところが今の仕組みだとできない。契約の方式として難しいというようなのがあったりとか、あるいはそういったポスターをつくりましょうというようなことに関して、契約書とか仕様書を行政とNP とが一緒につくっていくことができるかという、今の仕組みの中ではなかなか難しい。あるいはきちんと委託費用を担保することができるかといったときに、NP サイドから見たときに、じゃあ自分たちは人件費を幾らで見積もればいいのか、NP サイドもまだ準備ができていなかったりとか、いろいろ難しいことがあります。

あるいは、もっと手前でいくと、さっきの例の場合には、手を組むべきNP が見えていた場合だけど、手を組むべきNP が見えないこともたくさんあるわけですね。何か委託に出したいと思っても、あるいは一緒にやりたいと思っても、どこにそういうことができるNP がいるかわからない。あるいはNP の側からいくと、どの担当窓口に行けば一緒に事業ができるのか、あるいは政策的な位置づけがわからないなど、お互いの情報が不足であるというようなことも言われています。

そういった既存のルールだと、NP と行政が対等に手を組むにはいろいろ課題があります。対等な関係を組む上でふさわしい相手を見つけるためには、お互いの情報の不足があって難しいという状況があり、お互いの異質の能力を持ち合って、何か1つの事業をやっていこうというのは難しいところがあります。その辺の、ルールづくり、あるいはその前段としての行政側の情報開示もNP 側の情報開示も必要だし、お互いの情報交流も必要だし、そのための情報開示のルールづくりも必要です。さらに、何か起きたときにどういう責任を持ち合って、結果をどういうふうに区民に報告をしていくんだというような、いわゆる説明責任と呼ばれているような部分をどう担保していくのかというようなことも、これからの課題じゃないかと思えます。

そういったことについて、各自治体それぞれが既に議論をして、いろいろ協働のルールを作り、あるいはその前段として必要な、双方の情報開示に向けての、例えば情報のデータベースをつくるかというような取り組みがなされています。そういったことを、今後、この委員会で議論してはどうだろうかというご提案です。つまり、今までは、どちらかという、行政がNP を支援するという議論をしてきた。今度は、NP が独立の公共の担い手として何か事業をするということを前提に、じゃあ対等なパートナーとしての行政と、どういうルールを持った方がいいのかとか、あるいはそういったパートナーを見つけやすくするために、どういう基盤が必要であらうかとか、あるいはもしかした

ら、最終的には行政改革というか、行政内部のさまざまなルールを変えていただかなきゃいけないことになるかもしれませんが、そういった行政改革の問題とか、今後議論していくポイントが幾つかあるのではないかと思います。

この参考資料の目次のところに協働の手法を考えるということで、整理して書いてあります。例えば政策立案、事業企画等への参画についてはどう考えるかとか、情報交換、意見交換についてはどう考えるか、それから委託事業についてはどうするのかとか、あるいは事業を共催するというものについてはどうするのかとか。共催と似ていますが、事業を協力するとはどういうことであるのかとか、それから「委託金」という言葉と非常に似ているのですが、行政的には「補助金」というツールがありまして、補助金においてはどう考えていくのかとかいったような、それぞれの協働の手法というものを考えましようというようなことも出てきております。これに加えて、さらにこういったこと全体をきちんと明文化するという意味で、協働条例というようなことをつくらうとしている自治体もあるわけです。非常に盛りだくさんなんですけれども、これからしばらくかけて、こういったことを1つ1つ、実態を踏まえて議論していったらどうでしょうかというのが事務局のお考えだと思います。

委員長

それでは続いて、北区の取り組みについて補足の説明を。

地域振興課長

それでは、「新たな3つの重点戦略の立上げ」というのを配らせていただいておりますので、ちょっとごらんいただきたいと思います。

実は、3つの重点戦略として昨年度からスタートしたのですが、この10月から、一部、方向転換をしましたので、その前段からお話をいたします。平成14年から、よく3つの重点戦略、3つの重点戦略と言っていますけれども、「子ども」・かがやき、「元気」・いきいき、「協働」・ときめきという、この3つの重点戦略を、区の重点戦略といたしました。その中に、今お話がありましたように、「協働」・ときめき戦略というのを出してあります。

それで、「協働を考える」という冊子の10ページをちょっとあけていただきますと、これが平成14年度の「協働」・ときめき戦略で出した事業なんですけど、全部で48事業あります。これはどういうことかということ、北区の全事業数は相当数あるのですが、その事業の中で、協働になじむような事業を抽出し、モデル事業として出してもらい、1年間の成果をまとめさせていただいたのがこれなんです。全部で48事業あります。原則として、各課では1つ出してもらうという形で出してもらいました。この中には、既に協働事業として実施している事業もありますし、この際に、今まで区で直接やっていたのを、町会やいろいろなNP 団体の方との協働でやっていくというふうな、事業のやり方を変えたところもあります。上を見ていただきますと、共催の場合とか、委託の場合とか、情報提供の場合とかそれぞれございまして、その総数が48事業ということでございます。

それで15年度につきましては、さらに、こういうモデル実施を増やそうという形で、今80事業をやっております。これは今進行中です。この10月からは、「子ども」・かがやきと「元気」・いきいき、「花\*みどり」と書いてありますけれども、この「花\*みどり」のところは「協働」・ときめき戦略だった。要するに、今まで3つそれぞれ並行してあったものが、協働をさらに推し進めようということで1つ上に上げてまして、全体をサポートする理念という形で「協働」・ときめき本部をこの10月からスタートすることになりました。今回さらに、レベルアップした形で「協働」・ときめき戦略が進められているというところが今の状況です。

コミュニティ担当課長

では、引き続き私の方から、指針との関係で協働についてご説明させていただきます。

指針の促進と協働の原則ということで、当初指針の方では促進指針ということで取り組まれておりまして、その中で促進と協働はどのようなものかということをご検討いただきました。それは簡単に言いますと、協働と促進、促進は幅広く、協働は目的が一致するものだけという形で網かけをした図があるかと思えます。そういったことで、協働と促進をとらえております。したがって、NP・ボランティア活動促進指針の方は、協働を見据えながらも、促進ということを重点に指針をつくっております。指針の中では、今後検討しろよというような形で、協働についてはそれほど詳しく検討されておりません。したがって、促進指針を具体的に進める中で、協働に向けてのご議論を皆様からいただければというふうに考えております。

あともう一点、「協働を考える」という冊子でございますけれども、これにつきましては、促進検討委員会の方で、区の体制ということでさまざまご意見をいただきました。区の職員が、協働、NPに対する理解が足りないのではないかとか、あるいは総合窓口が必要ではないかとか、あるいは各課に1人ぐらい、NP・ボランティアに関する職員がいてもいいんじゃないかという提案をいただきました。それとともに、区の方で3つの重点戦略ということで、協働の促進ということが出ておりましたので、それと絡めまして、指針について実効性を持たせるということで、幾つかの取り組みをしてまいりました。その1つが、今回のNP・ボランティアふらざにおいて、北区の職員が入り、そこで総合窓口的なことをやらせていただく。それが1つでございます。また、今、検討中でございますけれども、NP・ボランティア活動促進推進委員を各課に1人ずつ配置する方向で取り組もうとしております。

また、その「協働を考える」の一番後ろの方に、講演録が載っておりますけれども、そういった講演を重点的に実施しまして、我々職員もそういった協働についての認識を一致していくということで取り組んでおります。「協働を考える」の先ほど幾つもの事例を挙げていただいたところを見ていただくと、さまざまな事業がございます。参画、あるいは参加から参画、あるいは本当に協働していると、いろいろな、程度、質がある事業が載っております。正直言って、北区内でも、これが協働だとか、そういった認識がまだございません。それで、この間の講演でも言っていましたように、協働はせめぎ合い、NPの方はそれほど協働は求めていないんだけど行政はしたがっているとか、あるいは協働というのは本当はそこでせめぎ合いがあるような、本当に厳しいものだというようなご発言もいただきました。これから北区といたしまして、新・花川区長の公約が協働の基盤づくりということでございますので、協働の基盤づくりに向けて、有力な協働の相手方となるのはNP・ボランティアというふうに考えておりますので、そういった点からも皆様に、ぜひご意見をいただきたいというふうに考えております。

委員長

それでは続いて、各委員からの協働の実例及び意見ということなんですが。

コミュニティ担当課長

この検討委員会の中でも、富士見橋とか、北区情報化推進協議会等々の協働の事例というのが紹介されておりますので、そういったことについての委員のご意見や自分で活動なさった方の体験を踏まえて協働についての意見をいただければと思っております。

委員長

それでは、協働ということはどう考えるか、どういうことをされてきたかということについて。

委員



そうですね。いろいろと難しいところもあるけれど、初めに申し上げたように、協働は協働するものが共に自立していることが必要な気がするんです。自治体はもう自治体で自立しているんだけど、住民の方がなかなか自立できないところがあります。

私たちの場合は、行政の仕掛けが非常にうまくいったと思っております。例えば、リサイクルの視点をつくるときに、リサイクルとかごみは住民の生活そのものであり初めから住民主体でいきますと、のろしを上げたわけですが、仕掛けがうまいというのは、担い手づくりということで、リサイクラー会議というのを区が立ち上げシステムづくりをしたんです。このリサイクラー会議がなければ、現在の私どもNP 法人北区リサイクラー活動機構もないわけですし、また、そのリサイクラー会議において、住民が主体ということで始まり行政自身は黒子に徹した。ここらへんの仕掛けが非常にうまくいったと思います。

それでいろいろなシステムができました。例えばステーション回収という瓶・缶の回収も住民と行政の協働による資源回収システムをつくったわけです。今4,300人の人たちが自ら汗を流し、協働参加しています。それからまた、行動を起こす拠点としてエコーひろば館ができたんですが、そのときに、思い切って区が自主団体に委託をした。これは全国でもまれなんですよ。この勇氣というのは、区長はじめ行政当局の英断に感謝をしています。やはり行政の決断というのは非常に必要で、役所というのは赤でもなく白でもなく、何かはっきりしないところがあるのですが、住民が加わることでその辺がすこしよくなってきたと思われま。

今、リサイクラー会議は第12次となり、すそ野が広がってきています。リサイクラー会議がなぜいいかというと、第一次リサイクラー会議を終えた人たちが北区リサイクラー活動機構を立ち上げ、このネットワークづくりに行政が力を貸したということですね。リサイクラー会議がなければ、リサイクラー活動機構もなかったわけですし、その仕掛けづくりがともうまかったと思っております。

そのころは「連携」と言ったんです。「協働」という言葉がなくて。連携というのはなかなか難しい。連携できないんじゃないかと、そういう話が第1次リサイクラー会議で出たんですね。そのときに、ある方が、やはり役割分担をきちんとするべきだと。行政の役割というのはお金とか施設とか、どっちかというハードの面ですね。それから情報をきちんと流していくということと、あとは、ネットワークを支援していくということです。そのときに、じゃあ住民は一体何をやるんだという話になって、リサイクルの場合は、住民もやはり行動を起こして、自分でも汗を流して手を汚して、すべて今まで行政任せだったものを、自分たちも一緒になってやろうと、そういう話ことができました。でも実際は、リサイクルでもごみの問題でも、いまだに行政がやってくれた方が楽だよと思っている人がいることは確かだと思います。でも、そういうことを仕掛けていくことによって、やはり協働という仕組みができてきた。それができてきたのはやはり行政の仕掛けだなと思います。

私たちは余り協働、協働と思わないうちに何となく仕組みができたというのが本音なんですね。やはり一緒につくり上げたということが非常によかった。エコーひろば館をつくるとき1年半ぐらい役所の方たちと一緒にあって、本当に一生懸命、喧嘩しながらやりましたけど。職員の方たちも私たちも一生懸命になって、新しい試みだったので、一生懸命行動をともにしたんです。行動をともにすることによって、協力とか信頼関係とか連携ができてきたように思います。今でもそういう関係を忘れないように、そういう関係を保ちながらやっておりますので、協働というのができてきたように思います。ほかの施設で、住民に丸投げしちゃう失敗したところが結構あるという事例がありますが、私どもの場合は、何とか成り立っているという現状でございます。

委員長

今のお話は、リサイクルの仕組みをつくらうとするときに、行政と住民の皆さんが一緒になってつくっていった。そのつくることについては相当努力されたけれども、とりわけ協働という意識はなかった、ということなんですかね。

ただ全部、行政にやってもらうということではないし、住民の側で相当程度やることがあるという認識のもとに、住民主導で進めるリサイクルの仕組みをつくらうという意識があったんですか。

委員

とにかく新しい試みなので、無我夢中で一生懸命やってきたということしかないんですよね。

副委員長

最初におっしゃったことは、非常に微妙なことをおっしゃったような気がするんですね。行政が仕掛けがうまくいった、黒子に徹したとおっしゃっているのは、うまくいったからいいんだけど。私がこのごろ危惧しているのは、行政の職員研修でワークショップなんかすると、仕掛ければいいんでしょう、関係者を集めて議論してネットワークをつくってもらって、協議会ができればそこに委託してと、そういうストーリーなんでしょう、とおっしゃる方がいらっしゃる。そういうことじゃないんですよね。ポイントは、やはりNPも自立しているということが大前提ということですね。

委員

そうなんですね。やはり自分たちも自立しなきゃ責任あることもできない。ボランティアといっても非常に怖いところがありまして、面倒くさいからやらなくなったりすることがあるわけなんです。そういうのは非常に怖いんじゃないかなと思いますよ、行政も。

委員長

住民に投げてしまう、住民に委託することがですね。

委員

私どもの方でも、こういう例があるんです。粉石けんをどうしてもつくりたいと言った人がいたんです。粉石けんをつくるには100万円ぐらいの機械を買わなくちゃいけない。随分迷ったんですよね。というのは、その方が非常に飽きっぽい方なので、そうやって半年ごとに気が変わるんですよね。なので、危惧したけど買ったんです。一生懸命研修もして、つくれるようになったんですけども、案の定、半年たってやめちゃって。石けん命のようなおばさんだったんだけど。そういうことがあるので非常に怖いかなと思ひまして。幸いに後を引き継ぐ人を見つけることができたのでうまくいっているんですが。

委員

こちらの「協働」の方のパートナーシップの定義ということで、2つ以上のアクターが参画し、各アクターがそれぞれ行動の自由、主体性を持つということをお話して下さいましたが、行動の自由と主体性を持つこととは、それぞれが対等に意見交換ができることと理解してよろしいのでしょうか。

副委員長

そうですね。

委員

言い合っていたらまとまらない。事業はできないということで折り合いはつくんでしょうけれども。そこは話し合いで対等という、そういう意味での自由、主体性を持つということだと。

副委員長

お互いが理解し合うということだと思います。

## 委員

行政の方が地域の中に入ってこないと協働の視点はできないというふうに思います。やはり机の上だけで協働、協働と言っていたって、何にもできないだろうと。これはすごく大切なことで、やはり地方自治体の職員は、もっと地域の中に入ってこないと実態がわからない。しかも職員は異動するんですよ。それが何て言ったって困る。だから住民がしっかりしなくちゃいけないわけですよ。

## 委員

いや、94年にリサイクル活動機構ができたときに私が青年会議所の委員長をしていて、これはすごい、まさに青年会議所がまちづくりで求めていた組織ができたというので、早速研究をさせてもらいました。私も、そのあたりからのスタートでございまして、その後の95年のあの1月17日の阪神・淡路大震災をきっかけに何か社会的に、地域活動とかボランティア活動が認められる雰囲気が出てきた。わずかではありますが、お手伝いに行って、はっきりわかったのは、行政は何もできないということなんですよ。できない理由は、平等と公平なんです。だから、たくさん物は物資が積まれているのに行政は配れないんです。ところが、民間のいわゆるボランティアグループとかNPに渡ってきたものはどんどん配られていました。これが行政ができないということがはっきりわかったことは、いい勉強でした。実は、私どもの地域情報化推進協議会のお手本はまさにリサイクル活動機構です。リサイクル活動機構の方が、先ほどのお話にあったように、スタートが行政始動 始まるの方ですね、主導じゃなくて ということで、行政が先に対応しなくちゃということで、市民に声をかけて組織をつくりあげた。でも、我々の研究の中でわかったことは、人材、マネジメントできる人、責任持ってやれる人がいない限りこういうものは絶対うまくいかない。だから、多分その当時の行政の責任者が、実にいい人をつかまえて、責任を負わせたということだろうと思っておりました。われわれも、同じパターンでやろうと思いだれか人材を育ててと考えましたが、相当難しいと思います。つまりそういったNPなどの最高責任者ができる人というのは、超立派な企業経営者ですよ。そのぐらいの才覚がないとできないということを勉強させてもらいました。勉強させてもらったので絶対民間始動、我々が勝手に先にやるなんていうことは絶対考えちゃいけないと私自身思いまして、いろいろな人と意見交換をしながら、実は産業活性化ビジョンという、その当時の経済課が立てたビジョン、これは行政と民間が合わさって、民間の意見を聞きながら作り上げたビジョンで、まさに一緒になってやりましょうという話だった。これだったらいけるかもしれない。つまり、民間から先にやっておいて行政がくっついてくるパターンじゃなくて、むしろ一緒になってやってしまえば、その方向性とかビジョンとかをまとめ上げやすいだろうと思います。

それと、今のお話の中で大切なのは、自立しろと言われても、ふだん何かほかの活動をされたりあるいは仕事を持っている人が、全部の事務局を肩がわりするということはまず不可能だと思うので、そういう意味では、先ほど行政の事務局の方が黒子になってやってもらったという話は、我々も全く同じこととさせていただきます。

それで、もう一つ、我々の地域情報化推進協議会の話とは違うのですけれども、先ほど担い手が育ってきたというお話があったんですけども、こういう社会になった原因がありまして。まず市民のニーズがものすごく多様化してきて行政は何をやったらいいかわからなくなっている。それで、個別対応というお話が先ほどあったように、何か個々に対応しなくちゃいけないようになってくると、実は公平・平等というものに限界が来る。そういったあたりに、やはり市民が自立をして、お互いにいいコミュニティをつくっていくということが生まれてきた。これはやはり行政の限界みたいなものです。さらに、行政の限界はもう一つありまして、縦割り行政でやられちゃうと、もう全然、地域の

市民のニーズに応えられない。予算のつき方が縦割り行政なので、地域によって市民のニーズが多様化していると、それに行政が予算的にも合わせられなくなってしまう。それから一番大きいのは財政の悪化。もう行政も先々非常に厳しい財政状況に追いやられることはわかっているの、やはりそういう意味で、スリム化する意味でも市民の力をかりなきやいけない。今までは予算をつけてやったところから、今度は逆に市民の力をかりながら行政サービスを維持していくという、こういう時代になってきているだろうと。そういう背景から、協働という話が市民からだけじゃなくて行政からも出てきた。まさに今、いいチャンスではないかと思います。

最後に余談なんです、NP として組織されてくると、いわゆる地域の中で利益を求めない、営利を求めていないで商売をやっている人との交流が始まる。その人たちが結構コミュニケーションを地域で進めて、地域の活性化に役立ったり、市民のネットワークの拠点になったりしていることがあるんですね。それはNP 団体ではなく、実は商売をやっている人たちなんです。生業的にやられている。だから、目的が実は利益追求ばかりじゃない、そういう会社だとか商店もあるというふうにと考えると、果たして地域を支えているものが何なのか。最近ではコミュニティービジネスなんていう言葉が出てきていますけれども、今後、物すごく大事な課題になる。今すぐそういうところを支援するとかしないとかという話はちょっと別としても、長期的にはそういうところも地域を支える大事なものになるだろうという個人的な意見は持っております。

委員

今、NP といってもなかなか難しく、コーディネーターがいないと活動がうまくいかないんです。だからエコーひろば館なんかも、委託は受けていますが一種の経営なんですよ。やはり経営感覚がなくてはできないので、なかなか難しいところがあるんですね。

委員長

説明していただきたいのは、先ほどの78ページに、パートナーシップの定義の5つの要素があるんですが、これを具体的に、今のリサイクラーの活動で言うと、どんなことがあるんでしょうか。例えば2つ以上のアクターが参画している場合の、2つ以上とは何と何なのか。まず行政ですね。北区がかかっているのと、それとリサイクラー活動機構がかかっている。これはそういうことではないだろうと思うんです。それから、もう少し細かくして、多くのボランティアがいるとか、そういうことでしょうか。重要なところは、リサイクラー活動機構と行政がまず参画をしており、その2つのアクターがそれぞれの行動の自由、主体性を持つ。行政と活動機構がそれぞれ自主的に運営されているわけですね。継続的協働の活動であるというのは、これはずっと続いていて、半年で終わっていない。たまたま半年で終わりそうになったけれども、次の方をちゃんとお願いしているということですね。それから次は、何らかの資源を持ち寄り互いに提供し合っている。ここが難しいと思うんですが、活動機構は何を提供し行政は何を提供しているか、どんな役割になっているのか、ここをちょっと具体的に教えていただけませんか。行政と活動機構はどういう役割分担をしているか。

委員

資源と言えば、人が資源なんですよ。人が活動をつくるわけですよ。それでいろいろな資源、いろいろな才能を持った人が集まって、それをうまく引き出して、みんなの活動に光が当たって、みんなやる気がでてきた。今日、ちょっとゼロ・エミッション工業団地を見てきたんですが、そこは、ミックスペーパーのペーパーをつくっているんですが、それをみんなで北区ブランドをつくらうよ、なんていう声が出るまでいったわけですね。町には、いっぱい、いろいろな資源があり、人こそが資源だと思っています。

委員長

行政は何をやっているんですか。お金を出しているだけ。

委員

だけではないですね。建物は役所がつくった建物です。で、委託金をいただいています。だけど、委託金だけでは私たちはできないので、一生懸命稼いでいます。だから経営だと言ったんですね。

委員長

委託金と、自主的に活動しているお金の比率というのは、どのくらいなんでしょうか。

委員

そうですね、委託金の半分は稼いでいるんですね。大変なことですよ。

委員長

そうすると、最後の責任の共有というのは、今の状況から言うと、どういうことを言っているんでしょうか。

副委員長

一緒に事業をやっていらっしゃるわけですね。どこからどこまでが行政の責任で、どこからどこまでが委託を受けたリサイクラーの仕事でというようなことを、何らかの形で明文化していらっしゃるんじゃないかなと思ったのですが。

委員

こういうことを委託する、と。

副委員長

ええ。それから、その結果の報告というのを、リサイクラーさんはリサイクラーの総会とかで、会員にNPとして報告なさるだろうし、それから行政は行政でこういう委託事業をこれだけの金額で出していますということを議会なら議会に向けて報告しなきゃいけない。どういう責任をとり合っただけでどう報告しているか、その辺をきちんとした方がいいんじゃないかというのが5番目のルールだと思います。

委員

業務日誌も書いていますし、報告はしますね。それは委託事業についてですよ。というのは、私も委託事業だけではない、ほかのことにも手を広げていますから、委託事業だけが仕事じゃないんです。

委員長

その制約はないんですね、特に、やってはいけないということなど。

委員

それは当然、リサイクラー活動機構の中に定款がありますので、定款の中でやりましょうと。ただし、今までと違うことをやる場合には、恐らくリサイクラー活動機構でも、行政と事前に打ち合わせを行うことになる。我々も全く一緒です。

委員長

今後、その委託事業の促進なんていうことも入ってきますので、その委託契約の文書なんていうのは、それは公開されていますよね。

委員

あります。エコーひろば館条例というのがあります。

委員長

それもまた参考資料としてつけていただいて、その委託契約書の中のどういう部分がこの原則をどう反映しているのかというようなことを具体的に説明していただく方がわかりやすい。こういう抽象的な原則を言われても、なかなか具体的などころにイメージがいきませんので。

ほかに、そういう観点から言うと、じゃあ私たちがやっている活動は協働とは言いがたいなというような話になってしまうかもしれないんですが。

委員

ちょっとよろしいですか、全く違うことなんです、私は民生委員、児童委員と30年間やっております。これは地域の福祉を自分たちで見守っているという自負があります。ひとり暮らしなどいろいろな人を発見したり見守ったり。これは行政にはできないです、地域にいないわけだから。随分昔からこの活動はありますね。これを協働と呼ぶかどうかわかりませんが。

副委員長

いわゆる市民参加のまちづくりと協働はどう違うのかとか、要するに個人をどう扱うかという問題が起きてくるんですよ。恐らくここでお話し合いをするのは、行政と個人ではなくて、何らかの組織、団体と行政との関係について話し合うということだと思いますね。

委員

民生委員も、協議会ってあるんですよ。

委員長

ただ、協議会に委託をしているわけではなくて、個人個人を任命してやっていますよね。あくまで特別職という特別顧問。そういう意味で、民生委員、児童委員の活動は、今のところ協働とは言わないんですね。非常に協働に近い形を持つところもあるんですが、対等な委員との契約関係というのはありませんよね、行政と委員一人一人の間で。だから、協働とは言わない。それを協働とするためにはどうするかという話はまた別にあるとしても、今のところ、ちょっと違うんです。

委員

民生委員それ以上に行政と町会の関係が協働じゃないということですね。町会は行政からほとんど一方的に物事を依頼されて 悪い意味じゃないですよ、一方的に依頼されて、その行政の指示に基づいて、いろいろなことをする。例えば、いろいろな調査物ですね。それからニュース配付というのは、若干の費用をいただいて各戸配付というのが月に2回あるんです。あるいは、ポスターの掲示とか、いろいろ、これはほとんど一方的な形でやっている。それから消防とか警察とか、そういう団体からの依頼もほとんど一方的に。さっき先生が冒頭おっしゃった20年前の姿というか、そういう形が相変わらず町会と行政はあるんです。民生委員と同じように、やはり手足になって町のことをやるのは町会ですから、これは行政の職員を10倍にしたところでなかなかできないというのがあります。ただこれは、協働とは全く違う形の関係です。

委員長

その意味では、一步踏み込むと、町会の活動もこうしたルールをもう一度確認しながら町会の活動を変えていく、あるいは行政と町会との関係をもう一度見直すというような話も出てくる可能性はあるんです。

委員

そうですね。行政から依頼されるほどやるのが難しいのは、要するに、ボランティア精神を持った人たちが非常に少なくなっている。

委員長

町会で。

委員

そうです。これは、町会に限らず、青少年あるいは日赤であれ、みんな、すべてそうなんです。そういう意識が非常に低下しているものですから、その維持をしていくのが非常に大変だと。そこにもかわらず、逆に行政の仕事というのはふえる一方といいますが、行政をどんどんスリムにすれば、勢いこの地域にその分をどうしてもゆだねないとできないことですから。そういう意味で、やる人が少なくなる、仕事が多くなるとそういうのが現実的に出てきますね。何をするかというと、やはり人を育てる、若返る、なるだけたくさんの人に参加していただく、これが一番の懸案ですね。青少年の問題もそうです。私たちのやっているボランティアというのは、すべてその問題ですね。人の問題です。

委員

仕事から言うと。地域の仕事は物すごくありますよ。大変ですよ。

委員長

例えば公園清掃とかそういうものは一定の契約書とは言えないけれども、事業委託の形をとって、年間、町内会にお金を渡して労働を買うという、表現は余りよくないかもしれませんが。そういう形での関係もある。そういう明確なことはないけれども、これをやってくださいね、トータルでこういうところを見ているから、というような話になっているところもあるんでしょうね。

委員

北区の場合は、恐らくないですね。公園の清掃員というのは、

地域振興部長

それは北区では、まだアダプト・プログラムのことは、話は出ていますけれども、まだ実行はされていないです。議会でも、時々取り上げられていますけれども。

委員長

いや、私はアダプトまでいなくて、こういう清掃のレベルの話なんですけれども。

委員

公園清掃は、一部、手当の出ている人がありましたね。

地域振興部長

一部あります。志茂では、花の補助金をつくりまして花を植えるとか、そういったのは一部ありますけれども。

委員

この間も家族ふれあいフェスタというのを役所でやれということになりまして、去年から予算がついたんですよ。あの雨の中大変でしたけど。それこそ若い人たちが60人ぐらい出てきて、それで地域振興室と一緒にやってくれた。それで大きな事業をやるわけですよ、イベントを。あれだって、私は大変な地域活動だと思いますよ。たくさんの若い人たちがキャンプへ子供たちを連れていくし、そういう活動はみんな、自分たちでボランティア活動だと思ってやっているんですよ。

委員長

だから、私も、子供会なんかはすごくNP 的だとは思っているんです。町会の下部組織のような場合もありますよね、子供会は。

委員

だから町会という活動があって、そのほかに、例えば子供劇場をやっていたりリサイクルをやっ

ていたり、こういうものがいっぱいあるわけなんですね。この辺を今どうしようかという話ですけども。町会も入っているわけですよ。

委員長

町会も、私は入っていると思いますね。

委員

縦組織と横のネットワークと。そうですね。物を配るとかなんとかいうと、町会がないとできない。物を配ったり知らせるといことは、町会組織が一番やりやすいわけですね。だから、このリサイクルシステムの中でも、ステーション回収というのは町会が組織になって、全部で178の町会の代表が集まって地域リサイクル協議会をつくっているんですよ。物を配ったり伝達するのは、町会がなくてはできないんですね。だから、委託料をもらっているわけですよ。

委員長

そこが、十分な委託料であるかとか、あるいは行政の一方的なお願いなんですけど、町会の側で自主的にここで主体性を持ってやれるかどうかというようなことを、町会に対して言っているかどうかはこれから考えなくてはいけないことだと思うんですが。少なくとも、新しく出てきた市民活動団体、NP などとの関係は、しっかりとした一方的な関係じゃないものを考えていきたいと思います。そこを町会まで戻すかどうかは、また別の議論にはなるとは思いますけれども。

委員

先ほど協働というのは団体と行政ということなので、必ずしもそれに当てはまらないと思うんです。私のボランティアサークルには、個人の立場として、北区の職員の方が複数いらっしゃる。あくまで個人という立場なんですけれども、いろいろな活動をしている中で、最近では区の行事について一緒にやりませんかとお声かけがあって、我々サークルとして一緒に取り組んだりとか、その役所の職員の方がパイプ役として行政との間に入ってくださったり、区の職員の方にそういう意識を持たれる方が多くなってくると非常にいいのかなと。それは役所や行政というよりも、個人として対等な立場で、ただたまたまそういう職業だったということの中からそういう形になるのがいいのではないかと。現に今のぶらざの区民スタッフの中にも入っていただいています。そういったことで、区の促進・再生というの、本当に意識改革の問題として重要なのかなと思うことが1点。また、リサイクラー活動の協働という形では今いろいろと出ているんですけども、先ほどご説明があった、区としての協働体制というところで、「区民との協働」と書いてございますので、必ずしも今回の協働というのと若干ずれはあるんですけども、今後推進していきましょうというところで、評価として、ある程度いいと思うんですけども、その過程で何か問題点があるとか、そういった部分があったら、ちょっと教えていただきたい。

あと、組織としては立ち上げたけれどそれを具体的にするために、例えばこういう具体的なことを考えているとか、そういったものが仮にあるとするならば、差しさわりのない範囲で教えていただきたいなと思うんですけども。

地域振興課長

実は、今回の協働については、どういうふうにやろうかというのは、うちの課でもいろいろと考えてみたんですよ。やはり正直言って、試行錯誤だったんです。今おっしゃったように意思表示的なものがあるかということ、それはやはりないですね。おっしゃった中で、1つは行政自身の意識改革というのが1つ大きいのかなというのは私どもの認識としてはありました。ともすると、例えばどこかに下請に出せばそれが協働になるんじゃないかなんていうのも意識としてはあろうかと思うんです。



ただ、1年半やって、行政の中の意識も大分変わってきたというのは思っているんですけどもね。

地域振興部長

さっき田辺さんが非常にいいことを言ったと思うんですけども。行政、要するに縦割りじゃない部分、それから行政じゃ背負えない部分、行政が背負わない方がうまくいく部分というのがどんどんふえてきているのは事実だと思うんですね。今回3つの戦略をこういうふうに再構築したのも、実は個別戦略として協働を位置づけると、どうしても無理があるんですよ。協働というのはどんな事業にも当てはまることで、基本的な視点でなければ、おさまりがうまくいかないということがあって、個別戦略としては環境問題を据えて、「花\*みどり」というのをくっつけて、全部の施策に取り組む基本的な視点として協働を位置づけようということで、そういう再構築だったんです。まさに田辺さんが発言されたことと共通する部分があって、こういう再構築をしたという経過があります。

それから、先ほどの話しの中で、恐らくリサイクラー活動機構にエコーひろば館を運営委託しようと思って行政は仕掛けたんじゃないと思うんですね。最初は、リサイクラー会議をつくる時点では、行政が仕掛けた。たまたま竹腰さんというすごい人材がいたから、それがどんどん発展していった形で、そのリサイクラー会議を卒業した人たちが自発的にリサイクラー活動機構というものをつくった。さっきの話にありまして思うのは、法人格もない任意の団体である活動機構にエコーひろば館の運営を委託するという決断をしたということは、手前みそになりますけれども、1つの英断だったのかなというふうには思います。

委員

私は、行政が北区リサイクラー活動機構をつくった、とは言っていないんですよ。そうじゃないんです。私たちは、せっかくいろいろなシステムづくりをしたので、このシステムを実行する実践部隊をつくりたいと思って活動機構を立ち上げたわけです。だけど、リサイクラー会議が生まれなかったら我々も生まれなかった。だからネットワークを、結局、行政は支援した。立ち上げたのは、あくまでも自分たちの意思によって実行しようということでやったわけです。その辺がうまく合致した。でも、実際、自主団体に委託するという話を受けたときには、全く前例がないので、躊躇して返事はできませんでした。ちょっと怖かったですね。

委員長

そうなんですね。ボランティアを働かせるという話になってくるんですね。表現はよくないですけども。ボランティア、自主的に活動したいと思う人たちを無理やり働かせるというのは、これは非常に難しい話ですね。

委員

仕事としましたから。

委員

ちょっと怖いというのはそこじゃないんです。つまり、それだけのお金を受け取ると、恐らくその同額ぐらい自己負担をしなくちゃいけない覚悟を持ったということです。つまり、運営がうまくいかなかったりという責任があるので、最悪、同額ぐらいの自己負担をせざるを得ない。そのぐらいの意気込みを持たれていないと委託を受けられないんですよ、怖くて。

委員

だって、50人のスタッフがいたときに、年間の委託料が1,600万というんですね。私は、課長2人も雇えないよ、と言いました。だから、それは大変だなと思って。だから、初めて経済的に少し自立したいなと思って、一生懸命、必死になってやったんですよ。そうして、ちょっとお金に余

裕ができれば、ばっさり、その予算は切られました。私は言いましたよ、これ以上切られたらもうできません、って。そのくらい厳しいところがあるんですよ。だから、経営だと言ったんですね。大変難しいことなんです。今は、うまくいったのでこんなことを言われていますけれども、やはり初めはすごく躊躇しましたよ。何の前例もないから。

副委員長

今のお話というのは、単価が低いという話ですよ。

委員

それは仕事でなくて、自己実現のところで行うというふうに決断したんですよ。

副委員長

それがいいか悪いかですよ。

委員

安上がりだからというのは嫌なんですよ。それでやるということは、それは引き受けた方は大変なことですよ。

副委員長

引き受けるのは大変なんですけれども、同時に、それで引き受けてよろしいかということを考えて上で引き受けられた、という意味ですよ。

委員

単価が高いとか安いって、それは高いにこしたことがないことは事実なんですけれども、単価が高く受けたらどうなるかといえば、その分だけもっとクオリティを上げようと、同じだけ、またプレッシャーがかかってくるんですよ。

委員

躊躇したのは、そんなことじゃないんですよ。できるかということですよ、皆さんを集めて。

副委員長

それはやはり、事業としてできるだろうか。

委員

事業というか、みんながちゃんと寄ってきて、やってくれるかということなんですよ。

副委員長

それは、さっき委員長が言った、ボランティアでやっていたひとが、本当にスタッフとして回すからどうしようというのと同じ趣旨ですよ。だから、事業が大変だというのはわかります。

委員

私自身は、もしもボランティアで自己実現のために自分が必要とされることを実感する、その後、協力してくれる人が集まらなかったらどうするか、そのときはプロを雇うしかないんですね。そうすると、とても委託された金額じゃできませんね。プロを最初から雇うんだったら、行政が直接そちらへ委託した方がいいですよ。

つまりその覚悟をしなくてはいけないのは、委託を受けた以上、絶対によそに頼んだよりいい成果を上げなければいけないというプレッシャーなんですよ。そのときに、集まってこなかったらどうするかといったら、その分プロフェッショナルを雇ってでも最後責任を全うしようと思うと委託金額の倍ぐらいの金額を、最悪覚悟して引き受けますよ。そうじゃなかったら、うまくいかないです。だから真剣になって、皆さんに気持ちが伝わってご協力をいただける。これは、エコーひろば館から学ばせていただきました。

委員長

しかし、そんなにリスクが高いと、だれもやらないんじゃないかという気が。

委員

例えば、修理をやるということになったわけです。修理、修繕を。でもプロに頼むととてもできないので、じゃあ、素人でやろうと。それで、リサイクル達人大集合という、広報を出したんですよ。何とまあ、30人が集まってくれたんですよ。それでほっとしたんですね。そういういろいろな試みをして、結局いろいろな人が、何か自分はやりたいという人がいっぱいいるなということがわかってきたんですよ。それで、何となく楽しくなって、やろうかなと。私たち、ボランティアを「担い手」と言っているんですが、スタッフに非常に感謝しています。みんなとっても楽しくやってくれていて、だからそういう雰囲気を出してくというのは、行政がやれば管理はちゃんとできるけれども、でも、楽しさは演出できないですよ。私たちがやると、楽しさの演出ができるんですよ。高いと安くできるしね。非常に自由です。あなたは行っちゃいけないとかなんとかということは言わないし、例えば、いろいろな講習でも全然申し込みをしなくても来れば受講できるようにということも自由にできる。その辺が楽しい雰囲気ができたと。これは私たち民間がやった方がいい利点ですね。行政がやればやはり管理しますよ。そのかわり、きれいにちゃんとなっているかもわからないけれども。そういうところが、私たちがやる利点であったかなと思っていますね。

副委員長

今出た、事業を受けるに当たってのリスクをどう考えただろうかという話だとか、単価の問題だとか。そういう問題というのは、成功事例からやはり学んで、それから、それほど組織運営の力が高くないとか、ほかの団体がこれから協働でパターンで事業をやっていく上には、どういう基盤整備をしたらできるようになるかということ、議論していったらいいんじゃないかなというふうに思います。

委員

今のご苦労は、それこそ北区版NPプロジェクトXというような物語でしたけれども。北区の事業の中で、北区が主催、あるいは北区がかなりの力で引っ張っていかなくちゃいけないという行事なんかもあるんだと思うんですが、それを共催とか後援とかいう形に、住民の側に押しつけていくという、そういう方式はとれないものかと。私は既存団体のPTA連合会でバレーボールとか卓球の共催事業ということをやりました。それまでは主催が教育委員会なんですが、PTA連合会が、小・中が後援ということになっていた。これを体育課から振られまして、何とかこの年度に共催会にしてくれと。これを後生大事に頑張りまして、もう一回おさらいをやり、役割分担をきちんとしました。一番ありがたかったのはバレー、卓球の女性たちが、いいコーディネーターさんを出してくださいました。その方と体育課それから我々連合のそれぞれの代表が、一応共催という形になりました。予算的なものは、将来的には共催になったんだから連合の方が負担してくれと。一応うまくいったにしても、やがてはそういう形にはなるんだろうと。ですから、やはりそういう方向でいくということが、割とボランティア感覚というのか、ある事業を通しての体験としてはわかりやすいのかなと。私どもが仮にやれたとしても、メンバーに恵まれたから実現したと思います。それと、子供の110番ということでそれも多少予算をつけていただきました。ステッカーを置くだけでも一応抑止力にはなるということで、「北区教育委員会」と入ったものを今後つくるように、というようなこともいたしました。それと、

例えば、昔は、交通安全指導員、いわゆる、緑のおばさんという方がいらっやいます。それに

予算がついています。この予算をつけるお金があるのなら地域採用でもっと若い人、元気なタフな人、そんな人をその予算で採用できるかなと。そういうあり方もあるかなと。それから給食なんかも既に委託が始まっていますけれども、これもセンター方式、何かもう少し徹底すると、もうちょっと安くで安全でというようなこともできるのかなという感じは持っております。

この会では、協働のあり方、あるいは委託事業の実情なんかを踏まえまして、ビジョンというものを早くに先行して打ち上げることが、将来的にいろいろ問題が起こる場合の予備にもなるし、先々のいろいろな抵抗勢力の問題をうまく処理していけるんじゃないか。そういうものだなと思っております。

委員

P T Aのバレーボールの件は、共催事業として協働という中に入っていたんですね。定義から言えば共催事業なんですけれども、P T Aの役員というのは毎年変わってしまいますので、事業としては継続的でない。あと主体はあくまでも教育委員会なので、お互いに主体性があるということでは全くないということがあります。それから、もともとあった事業を共催にしましょうといった話なので、どういうふうにやったらスムーズに共催事業にできるかということが問題なのであって、協働という定義とは全く話が違ふんです。共催事業を今の同じレベルの協働に入って本当にいいのかなというのは、疑問に思っていました。

それとあと、P T Aの話の中で研修会というのがあり、ここにも入っているんですけど、教育委員会主催だったのが共催事業になって主体性がない。自主的に研修をして、スキルをアップしようとかいう人はほとんどいなくて、教育委員会の方で考えた研修を時間と場所と予算をとりましたのでやってくださいという形になっているわけです。

委員長

その問題意識は非常に重要なんですね。結論は急がないけれども、そういう問題意識を持つことは非常に重要で、じゃあ本当の協働にするにはどうすればいいんだろうか。どういう要素が抜けていたんだろうかということを考えることは重要だなと思っているんですけどね。

委員

きょうの話で1つ思ったのは、そのさっきのバレーボールの話で言えば、これから共催事業になるんだよというときに、もっとちゃんとした説明があった方がよかったんじゃないかなと思うんですね。協働ということ、共催事業になるに当たって説明してもらおうと、理解する人が多くなって協力体制がもっとできたんじゃないかな。

委員

その集まっていた方方には説明いたします。それにしても、その思いと、表現とかをやはり工夫しなくてははいけませんし。

委員

今お二人の話、例えば野球連盟なんか、そういう同じ立場なんですね。体育課の仕事として人員のスリム化とかありまして、それはできるところに委託をしていく、できるところから依頼していくという形だと思うんですね。ですから、簡単に言えば行政のスリム化。役所としては、体育協会にかなりのお金を落として、例えばプールの運営とかあるいは体育館の運営とか、そういうものを委託しているんですね。P T Aと教育委員会じゃなくて、北区と体育協会みたいなものがむしろ協働に等しいような扱いをしているんじゃないかなと思いますね。

委員長

ただ、何というか、そういうことを運営するためにつくった団体である場合が多いものですから、そこが民の団体というか、自律的な団体になっていけばね。

委員

団体って、だんだん成長してきて、担い手が育ってきて、主体的になってくるんですが、区の方は異動があって、いつもゼロからスタートして説明する。こちら側は、目的意識を持って、自己実現とか、社会的なこういう使命を持っているという者がメンバーでやっているの、自分たちの団体を続けていくことすら何か嫌になってしまうことが、時々あるんです。ですからお互いを知るといいますか、区の方は大変だと思うんですが、やはり自主的な団体がやっていくことに協力ぐらいはいつもしてほしいな、なんて考えています。

私は「きたく子ども劇場」という団体と「城北演劇を観る会」という文化団体にかかわっているんですが、ここ何年か、北区文化振興財団と一緒に、秋に演劇祭というのをやっているんですね。もっと北区全体に広げて同じように演劇をやりたいとか、あるいはそういう場を持ちたいという人とネットワークしたいということで、素人劇団をつくっている人が、毎年会場を提供していただいている。北区にこんなに演劇を愛している人がいて、支援してくださると本当にありがたくって。そういうことを、やる気のある人を支援するとか、委託事業なんかも含めて、やっていってくれたらすごくいいと思っています。

委員

業務委託をいただき、活動の場を与えてもらっているということについてやはり感謝をするつもりにならないといけない。委託を出している行政側に対しても、行政が求めている方向と我々は違っていいでしょう。違ってきたら、委託なんか受けるべきじゃないので。行政が求めているものどこかで合致する部分については協力を惜しまないという姿勢も当然必要だと思います。

委員

そうですね。だけど、やはりお互いに人だと思えますよ。

委員長

そのところが一方通行でないところがありますよね。それをどんなふうに仕組みできたのかというようなところは実物の事業委託契約書とかあるいは仕様書、そういうようなものを見ながら、普通の、こんな橋をつくってほしい、こんな道路をつくってほしいというので請負契約していくときは、もう一方的に決めればいいんですが、この市民活動との協働というのは少し違うんだろうと思うんですね。

委員

いろいろな担い手がふえてきたということで、その委託する相手が、大変大きな団体だけになるのか、それとも個人の、まだボランティアとしての小さな市民活動までも対象に上げるのか。その辺を、どのあたりに選別していくのかということと、委託するに当たり団体に対しての優遇措置をどこまで行政の方は考えていらっしゃるのか。

委員長

今は、恐らくいろいろな意見が出てくると思うんですけれども。

今後どういうふうに進めていくかということを考えていきたいと思うのですが、私は、北区の事例だと、もう既に幾つかの協働と言える事例があるので、それをもう少し詳しく見ていくということが必要なのかなというふうに思うんですが、その協働というのは1つの関係なんです、先ほど支援するという、補助金を出さずということとか、ぶらさができて場所を提供するということも、市民活動

の関係の中では非常に重要なことなわけですね。だから今回は、こういう場の提供を優先して、提言をしてきて、意見を言って、実現しつつある。もう、11月1日からオープンということですからね。今日、補助金の話が出ましたけれど、補助という仕組みは協働とは違うけれども、市民活動、区民活動、このNP・ボランティア活動を促進するという役割は持っているんです。ところが、従来型の補助金をじゃあ丹念に調べようかという、これまた大変なことです。どんなふうに考えるか、どこら辺を次に重点的に持っていくか。

そして、この委員会は今年始まったわけですが、2年間ぐらいの期間の中で、来年中にこの委員会としての答申のようなものを固め、その前に区民フォーラムなんかを開きながら、幅広く区民のご意見をいただいて、その答申の中に入れてというようなことは、長期的な意味で考えていくことが必要かと思うんです。当面どんなことに焦点を当てて考えていくかという、今後の検討の方向性、ご意見があればと思うんですが、いかがでしょうか。

委員

先ほど申し上げませんでしたけど、活動拠点ということ、私も活動拠点があったので非常に大きく広がったということがありますので、場づくりというか拠点づくりとかという、そういうところがすごく大事だというふうに思います。地域振興室とか、いろいろあるじゃないですか。そこを、1つのセンターみたいにして地域に広げていかなきゃだめだと思いますよ。

委員長

そこに踏み込んでいくと、町内会活動との場の競合というような問題はどうかでしょうかね。

地域振興課長

地域振興室は、確かに今委員長さんがおっしゃったように町会が使っている施設だったので、そこで今NP・ボランティア団体にもという形で、確かにその競合をどうするかというのは私どもの懸案でして。

地域振興部長

地域振興室をどう活用していくかということ、活用方針ということを区でもってまとめたんです。それをまとめたときに、議会にも説明しましたけれども、各町会長さん、町会長会議にも、19カ所全部回って、一応説明させてもらって、ご理解はいただいたつもりなんですけれども、ただ、やはり先ほどおっしゃっていたように、既存の3団体と言える地縁団体との縁を断ち切っちゃうと、行政ははっきり言って立ち行かなくなっちゃうわけですから、その辺はやはり今までの関係は良好に保ちながら、なおかつNPにも支援をしていく。競合しないような形で、うまく工夫して、地域振興室を活用していくしかないのかなというふうに思っていますけれども。

委員長

この指針の中でも、一応、二層性の仕組みを北区としては考えてきているわけで、地域レベルはまだ破線でできていますから、まだまだ、形が整わないということなんですけれども。

委員

でも、モデル地区で1つぐらいやってもいいんじゃないかと思うんですよ、どこか。モデル的に。だって、全部が町会が使っているわけじゃないんだから。

地域振興部長

モデルじゃなくて振興室を使っていただくという方向なんです。地域レベルの拠点として。

委員

でも、地域振興室は空いているときしか使えないんですよ。会議は2カ月ぐらい前にメンバー

の都合を聞いて部屋をとるので、地域振興室が空くのを待っている訳にはいなくて、結局はふれあい館のお部屋を結局、半額にはしていただいているけど、とっちゃうんですね。いつ空いているのが張り出してもらったらもっとわかるなどが、その辺が非常に使いにくいというか。

地域振興部長

地域振興室、現場の方に対しては、町会とか日赤とか青少年地区委員会、3団体の行事についてはなるべく早くスケジュールを決めて、押さえて、それ以外の使わないときには開放できるようにということで、そういう指示は出してはいるんですけども。

委員

でも、結構、何日前とか、ありますでしょう。1カ月を切ってからだともう使えないです。

委員

議論する価値は相当ありそうなので。

委員

町会というところとちょっと誤解があるんですけども、今部長がおっしゃったように日赤とか青少年とか、そういう団体が使うときに主に使っているんです。町会は、例えば今私のところは建てかえをしていますからちょっとお借りしていますけれども、本来は町会の会合は町会があるんです。日赤とか、要するに連合体で使うような会合の場として、使っているんですね。今ご指摘がありましたように、3日、4日前に青少年地区委員会の行事をするということはほとんどありませんから、少なくとも1月ぐらい前に予定を入れているというのが、東十条では実態ですね。

委員

それは西赤羽地区でも一緒です。

委員

課題としていいと思うので、これは議論のポイントで、これをここで議論していても、ほとんど実態がわからないと思いますね。

委員長

ちょっと、組み立てについては事務局と相談しながら、していきますから。

コミュニティ担当課長

事務局といたしましては、指針4の資金面の確保の中で、幾つか多面的な資金づくりの法則を考えるということで例を挙げさせていただきまして、その第4に、場の提供や技術援助による経費の節約に向けた仕組みづくりということで、区の施設を利用しやすくすることや等々で、そういった面でのケア、資金面の確保ということで、やっております。その中で、ひとつご論議いただければというふうに考えておりますけれども。

地域振興部長

現実に今ご指摘の点についてどう対応していくかという問題については、よく意見を聞かせていただいて、最善の方法をとっていきたいと思います。

コミュニティ担当課長

結局、地域ごとの実情が違うというところで終わってしまうんじゃないかという気もするんですけども。きょう意見をお聞きしまして、補助金とか、岸本先生からいろいろな考えるべき視点を提供していただいたんですけども、一応委託ということが大分集中してきたと思いますので、もしよろしければ、次は委託について、話を進めていただくような形はどうかと思っておりますけれども。

委員長

どうですか。よろしいですか。

(異議なし)

それでは、少し委託のことについて学んでいくといいますが、また実際に委託事業を受けているところの詳しいことは教えていただくと。では、そういう形で運営していきたいと思います。

## 2 . 次回日程

委員長

次回の日程について、事務局から、ではご説明。

コミュニティ担当課長

大体2カ月に一遍というペースで進めていきたいと思っております。今回は11月25日の火曜日、午後7時からということで、お願いしたいと思います。(その後、11月17日に変更)

委員長

では、これで第5回の委員会を終わりたいと思います。どうも、お忙しい中ありがとうございました。

閉 会